

令和 3 年

第 2 回市議会定例会 議案第 4 号

函館市税条例の一部改正について

函館市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 1 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和 25 年函館市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項中「および扶養親族」の後ろに「（年齢 16 歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 27 条の 3 の 3 第 1 項各号列記以外の部分中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 4 条第 1 項中「および扶養親族」の後ろに「（年齢 16 歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 5 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 条の改正規定は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の第 18 条第 2 項および第 27 条の 3 の 3 第 1 項ならびに附則第 4 条第 1 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い，個人の市民税について，均等割および所得割の非課税の範囲に係る扶養親族に関する規定ならびに公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定を整備し，ならびに特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限を延長するため